

平成28年度 第1回

地域包括支援に関する会議

## 資料 5

### 5 その他

- (1) 地域福祉計画中間見直しについて
- (2) 総合事業〔A〕の進捗状況等について

## 北九州市地域福祉計画の中間フォローアップについて

「北九州市の地域福祉 2011～2020（地域福祉計画）」策定後に行われた関係法律の施行や改正等を踏まえ、計画期間の前半5年間の取り組みを振り返り、今後、充実強化すべき取り組み等を検討するため、中間フォローアップを行うもの。

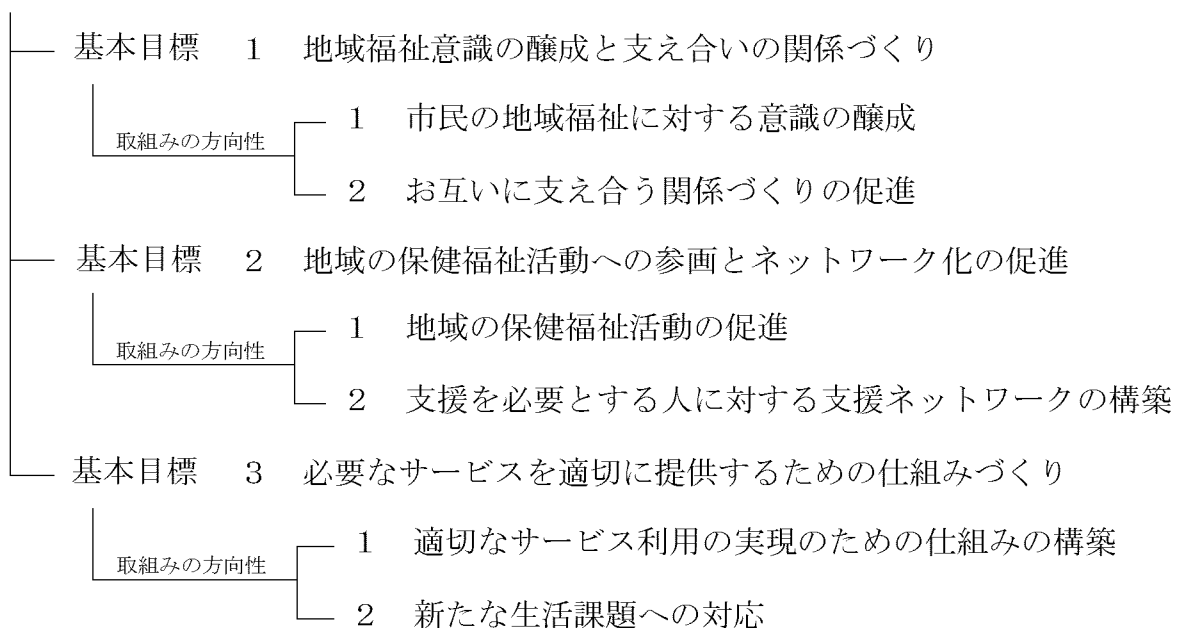
### 1 計画の位置づけ

- (1) 社会福祉法第107条に基づく地域福祉計画
- (2) 市政運営の基本方針である「元気発進！北九州」プランの分野別計画
- (3) 高齢者支援計画、障害者支援計画、健康づくり推進プラン、子どもプラン等の個別福祉計画の根底の理念やフレームワークを定めるもの
- (4) 地域福祉の推進のため、市、地域住民、地域活動団体、社会福祉事業者、社会福祉協議会等が地域において取り組むべき基本的事項を定めるもの

2 計画期間 平成23年度～32年度（10年間）

### 3 計画の体系

基本理念 “市民一人ひとりがきずなを結び 共に支え合う地域福祉のまちづくり”



#### 4 計画の基本的な考え方

- (1) 地域福祉を構成する基本的な概念である自助・共助・公助の定義を明確にし、それぞれの役割や連携・協働の必要性などを明記。
- (2) 地域を構成する様々な関係者を、①「個人・家庭・地域住民」、②「地域活動団体・社会福祉事業者など」、③「社会福祉協議会」、④「市」の4つの主体に整理し、それぞれに担う役割や期待される取組を明記。
- (3) これまでに整備されてきた拠点（市民センター・地域包括支援センターなど）や人的基盤・ネットワーク（各区保健・医療・福祉・地域連携推進協議会、まちづくり協議会、民生委員・児童委員、福祉協力員、いのちをつなぐネットワーク）などを活用し、さらなる展開を目指す。

#### 5 フォローアップの視点

国の「高齢社会対策大綱」に規定された「『高齢者』の捉え方の意識改革」、「全員参加型社会」の推進、「地域包括ケアシステム」の構築、計画策定後に施行された「生活困窮者自立支援法」、「子ども貧困対策法」、「障害者差別解消法」、「改正障害者雇用促進法」、「改正難病法」などを踏まえ、平成32（2020）年度の計画終了期間までに充実強化すべき取り組みについて検討を行う。

#### 6 「北九州市地域福祉計画推進懇話会」の設置

社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会関係者や学識経験者、高齢・障害・子ども・貧困家庭等の支援活動を行っている者、学生などから構成される「北九州市地域福祉計画推進懇話会」の意見を聴きながら、フォローアップ作業を進める。

#### 7 スケジュール（予定）

- (1) フォローアップの実施・懇話会の開催・・・平成28年8月～平成29年2月
- (2) フォローアップ結果の常任委員会報告・・・平成29年2月議会議中

以下は、計画の改定が必要となった場合

- (3) 計画改定素案の常任委員会報告・・・・・・・・・・平成29年2月議会議中
- (4) 計画改定素案のパブリックコメント・・・・・・・・・・平成29年4月
- (5) パブリックコメントの結果の常任委員会報告・・・平成29年5～6月
- (6) 計画改定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・平成29年6月

# 介護予防・日常生活支援総合事業の進捗状況

## 1 周知について

### (1) 市民向け

#### ① リーフレットの作成

平成28年6月作成 12,000部

- ・各区介護保険担当および地域包括支援センターに設置
- ・出前講演、出前トーク等での配布

#### ② 市政だより（すこやかハート）への掲載

4月15日号 「訪問介護と通所介護の見直しについて」

制度の見直しのお知らせとサービス事業の概要

8月15日号 『10月から「介護予防・生活支援サービス事業」が始まります』

各サービスの内容、利用者負担、利用手続き

#### ③ 要介護認定審査結果送付時のチラシ差込

平成28年2月以降、要支援1・2の認定を受けた方の要介護認定審査結果送付時に「介護予防・生活支援サービス事業について」のチラシを同封し、送付。

#### ④ 出前トーク

平成28年8月1日～8日 各区にて開催

#### ⑤ 出前講演

35回 3,000人（平成27年4月～平成28年8月）

### (2) 事業者向け

#### ① 通知文の送付

7月「介護予防・生活支援サービス事業の実施について」を送付

ア 内容

事業開始時期、介護予防・生活支援サービス事業の考え方、指定申請手続きほか

イ 送付先

介護予防訪問介護 344件

介護予防通所介護 454件

居宅介護支援事業所 365件

NPO／民間企業等 35件※

※平成27年度の説明会参加者及び地域福祉推進課への相談があった者

#### ② ホームページへの掲載

上記内容について、北九州市ホームページへも掲載

#### ③ ケアマネジメント研修

8月～9月にかけて、ケアマネジャーを対象とした研修を各区で実施

## 2 生活支援型訪問サービス従事者研修について

### (1) 概要

「介護予防・日常生活支援総合事業」においては、NPOや民間企業等の多様なサービス提供主体が「緩和した基準によるサービス（以下、サービスA）」の担い手となる。

国のガイドラインでは、訪問型サービスAの人員基準の資格要件として、「介護福祉士・介護職員初任者研修等修了者又は一定の研修受講者」と示されている。

高齢者の支援を行うにあたり、最低限の知識・技術は必要なため、適切なサービス提供が行われるよう、資格を持たない従事者に対し、必要な研修等を実施する。

### (2) 研修日程

平成28年8月30日（火）～平成28年9月1日（木）の3日間

※平成28年度の後半に再度、同様の研修を実施する予定

### (3) 対象者

北九州市生活支援型訪問サービスに従事する者、または、今後、従事する意志のある者で、介護福祉士等の資格を持たず、介護職員初任者研修等を修了していない者 50名程度

### (4) 研修内容

8月30日（火）	8月31日（水）	9月1日（木）
○研修の趣旨・目的 ○介護保険制度について ○介護予防・生活支援サービス事業について ○接遇・コミュニケーション	○高齢者の状態像 緊急時の対応 ○地域包括支援センターについて ○ケアマネジメント ○生活援助の基礎知識・技術	○感染症について ○認知症の理解と対応 ○修了式（修了証発行）

## 3 事業者指定について

### (1) 予防給付型

平成27年3月末までに指定を受けた事業者（約740事業者）は既に「みなし指定」を受けており、あらためて指定手続を行う必要はない。

平成27年4月以降に新規指定された事業者（約70事業者）は指定手続を行う必要がある。

### (2) 生活支援型

すべての事業者は北九州市の指定を受ける必要がある。

### (3) 指定手続

平成28年8月指定手続を開始（窓口：保健福祉局介護保険課）